

## 寄付金等取扱規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本女子プロ将棋協会（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- ①一般寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ②特別寄付金 前号のほか、個人又は団体から受領する寄付金（使途指定する場合あり）

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

**第3条** この法人は常時一般寄付金を募る事ができる。

2 一般寄付金は、寄付金総額の50%を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(受領書等の送付)

**第4条** 一般寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金)

**第5条** この法人は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

2 前項の寄付金について寄付者から資金使途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されている時は、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体はその寄付により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄付者とその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄付金の受入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(情報公開)

**第6条** この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧当の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

**第7条** 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

平成24年7月4日制定  
公益社団法人 日本女子プロ将棋協会 理事会